

千葉県告示第1023号

千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）第32条第4項の規定により有料公園施設の指定管理者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示します。

令和4年12月26日

千葉市長 神谷俊一

施設の名称	指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地	指定期間
亥鼻公園集会所	株式会社塚原緑地研究所 代表取締役 塚原 道夫 千葉県美浜区高洲3丁目 11番3号	令和5年4月1日 から 令和7年3月31日 まで